

平成15年(ワ)第21,846号

原告 佐藤 瀧三郎 外1名

被告 社会福祉法人 東京都 社会福祉事業団

平成16年4月22日

東京 地方裁判所

民事第14部合議室B係 御中

原告ら 訴訟代理人

弁護士 黒 寄 隆

弁護士 大 石 剛一郎

準備書面(3)

1 本件事案の蓋然性

本件は、客観的な状況から見て、佐藤進氏が浴槽内で何らかの原因で転倒し、水を飲み、その状況にうまく対応することができずに、溺水し、死に至ってしまった、という事案である蓋然性が高い。

2 転倒の原因に関する可能性・蓋然性

そして、転倒に至った原因としては、普通に足を滑らせた可能性もあるし、服用している多種多数の薬の副作用によってふらついて転倒した可能性もあるし、既に強調してきた(入浴時に多発していた)眼球上転発作のために転倒してしまった蓋然性も高い。上記のような原因が重複した可能性も高い。

少なくとも、被告の主張する「てんかん発作による意識障害」については、進氏の従前の健康状態、てんかん発作歴、生活状況などから見て、ほとんどその可能性がないものと解される。

それでもなお、被告が進氏について日常的に把握している状況から見て、「てんかん発作による意識障害」に違いないとするのならば、それはまさに被告においてその点について予見可能性があったことを自認しているものと解すべきである。

3 転倒後の的確な自力対応不能の可能性

知的障害者は一般に、その状況認識能力、判断能力の不十分さゆえに、本件のように浴槽内で転倒して水を飲んだような場合には（いわゆる健康者と異なり）、その場に應じた的確な対応を自力ではとれない可能性が高く裏を返せば、そのような状況認識能力、判断能力、対応能力の不十分さがあるゆえに、適切な支援が必要となるため、「知的障害者」と分類されている、とも言える）

本件における進氏は、「3度」の「知的障害者」であり（「3度」の場合、一般的には知能程度は6歳から9歳程度とされている）、状況認識能力、判断能力、対応能力において不十分であったことは明らかである。

しかも、進氏は向精神薬含め多種多数の薬を服用していたのである。かつ、眼球上転という発作（一般的に見て、社会通念上からも、転倒しやすいことが容易に想定されるもの）があったのである。

従って、進氏が浴槽内で転倒して水を飲んだ場合には、その場に應じた的確な対応をとれなかった可能性が非常に高いものと史料されるのである。

4 予見可能性・予見義務

上記2, 3のような、知的障害者一般及び進氏に関する、転倒・溺水の可能性・蓋然性、及び転倒後の的確な対応不能の可能性・蓋然性については、被告施設の職員においては、その職務上当然に、現実的に予見可能であり、また、予見すべき範囲に属する危険であった。

5 結果回避可能性

そして、通常、進氏のような障害内容・程度、服薬状況、発作状況の知的障害者に関しては、特に事故発生可能性の高い入浴時においては、転倒の可能性を想定して、一緒に入る、（一緒に入らない場合には）頻繁に（5分おき程度には）様子を見に行く、少なくとも頻繁に声かけをする、というのが、福祉現場においては極めて常識的な対応である。

本件においても、被告施設職員がそれを実行しておれば、確実に、溺死という悲惨な結果を回避できたのである。

いじょう
以上